

「第7回ぎふ美術展」運営委託業務 仕様書

1 業務名

「第7回ぎふ美術展」運営委託業務

2 目的

本委託業務は、「第7回ぎふ美術展」の会場整備、表彰式・開場式及び関連プログラムの運営業務等を委託するもの。

3 業務委託期間

契約の日から令和8年9月30日（水）まで

4 第7回ぎふ美術展の概要

別紙 **概要**のとおり

5 委託業務の内容

<共通事項>

- ・会場設営・撤去は発注者及び岐阜県美術館（以下「美術館」という。）と調整し、安全を最優先に実施すること。
- ・美術館備品や会場備品を使用する場合は、事前に発注者・美術館と協議し、適切に管理すること。
- ・判断困難な事項や緊急工事が必要な事項等が発生した場合は、発注者と協議して決定すること。
- ・従事スタッフは、識別性の高い統一的な服飾または識別証を着用すること。（表彰式・開場式、関連プログラムのみ）

(1) 展覧会場整備業務

①会場設営及び撤去

- ・【別表（1）①～③・⑤・⑥】に掲げる資機材を準備し、会場を設営すること。展覧会終了後は、設営した資機材を撤去すること。

②デジタルデータ対応（写真部門・自由表現部門）

ア. 写真部門

- ・発注者提供データを用いて審査会用データを作成すること。提供日は7月10日（金）を予定している。
- ・審査会用データ納品日は、審査会前日（7月21日（火））午前10時から12時の間とし、発注者による立会確認を受けること。
- ・【別表（1）③】に掲げる機器を設置し、審査会に供すること。
- ・審査会時の機器操作は受託者が行うこと。（下記エ. のとおり）

イ. 自由表現部門（映像作品）（以下「映像作品」という。）

- ・発注者の指示に基づき上映可能な状態とすること。
- ・映像作品データは、7月20日（月・祝）午前10時から12時までの間に美術館臨時事務局にて受領すること。
- ・審査会前日（7月21日（火））までに審査会用データを納品すること。
- ・【別表（1）④】に掲げる資機材を設置し、審査会に供すること。
- ・審査会時の機器操作は受託者が行うこと。（下記エ. のとおり）

ウ. 観賞用映像ブース設置

- ・審査会終了後、【別表（1）⑤】をに掲げる資機材を設置し、入選作品を観賞可能な状態とすること。

- ・別図に準じ映像ブースを設置すること。困難な場合は契約後速やか（概ね14日以内）に提案書を提出し、協議の上、決定すること。（ただし、費用の増は行わない。）

エ. 審査会運営

- ・リハーサル（7月21日（火））及び審査会当日（7月22日（水））は、機器の操作を行う者を写真部門・映像作品各1名、延べ4名を配置すること。（リハーサルと当日は同一者が望ましい。）

オ. 観賞用データ納品

- ・審査会終了後、観賞用データを作成し、写真部門については7月30日（木）、映像作品については8月3日（月）までに納品すること。納品時には、観賞に支障がないことを発注者立会の下、確認すること。

カ. 不具合対応

展示期間中に不具合が生じた場合は、速やかに対応すること。

③会場デザイン

- ・発注者が提供するデザインを基に、会場全体の装飾を統一すること。
- ・デザイン等については事前に発注者の承認を得ること。なお、デザインデータ提供予定日は6月5日（金）とする。

(2) 表彰式・開場式運営業務

① 会場整備業務

- ・【別表（2）①】に掲げる資機材（発注者準備品を除く）を準備し会場を設営すること。終了後は撤去（オープントーク（旧クロストーク）等）で使用する資機材は除くすること。
- ・ステージ（最大W：7,200mm×最大D：3,000mm×H：600mm）、映像装置（昇降式200インチスクリーン、プロジェクタ）、音響装置、司会台、机は会場備品を使用すること。

② 表彰式・開場式運営業務

- ・発注者が提供する招待者名簿に基づき、受付業務を行うこと。
- ・表彰式・開場式で割り当てられた業務を遂行すること。
- ・【別表（2）②】に掲げる人員を適切に配置し、円滑な運営に努めること。
- ・司会者は、式典等における司会経験を有する者を起用すること。
- ・表彰式・開場式リハーサルは前日（8月7日（金））に実施し、人件費は2日分見込むこと。
- ・運営マニュアル及び進行台本を作成し、発注者の同意を得て納品すること。校正は3回程度とする。

7月10日（金） 初稿

7月24日（金） 入賞者情報提供

8月 5日（水） 校了

- ・その他、表彰式・開場式に必要なものを手配すること。

③ 映像制作

- ・表彰式で投影する、下記内容を含む映像をパワーポイント形式で制作すること。

<内容>

- ・ぎふ美術展の趣旨を踏まえたオープニング画像
- ・各次第のタイトル
- ・審査員の画像
- ・ぎふ美術展賞7点の画像（静止画を基本とするが、映像作品が受賞した場合は動画も可能）
- ・発注者が提供するデータ（ぎふ美術展賞データは7月24日（金）提供予定）をもとに、テロップ等を入れて制作すること。

初稿：7月28日（火）までに提出

初校から三校程度まで適宜実施

校了：8月5日（水）（予定）

- ・内容については、発注者と適宜打合せをしながら作成すること。

（3）関連プログラム運営業務

① 会場整備業務

- ・【別表（3）①】に掲げる資機材を準備し設営すること。なお、開催日以外に他団体が会場を使用する時は撤去し、必要に応じて再設営すること。（撤去後再設置が必要な場合の経費については、別途協議する。）
- ・全プログラム終了後は、資機材を撤去すること。

② 関連プログラム運営業務

- ・【別表（3）②】に掲げる人員を適切に配置し、円滑な運営に努めること。参加者が多数見込まれる場合は、待機列を設置すること。
※作品講評会は、映像オペレーター及び音響オペレーターは不要とし、司会者はぎふ美術展企画委員が対応する。
- ・展示会場の様子は、展示が終わった後開場までの間に撮影（極力他者の映り込みがないことが望ましい）し、納品データへ入れること。
- ・各プログラムには、発注者が手配する手話通訳者を配置すること。経費は発注者が負担する。
- ・運営マニュアル及び進行台本を作成し、発注者の同意を得て納品すること。校正は3回程度とする。
- ・その他、関連プログラム実施に必要となるものを手配すること。

＜関連プログラムの開催スケジュール（予定）＞

オープントーク

8月 8日（土）	14:30～15:30	自由表現
11日（火・祝）	15:00～16:00	写真

作品講評会

8月 8日（土）	16:00～17:00	自由表現
9日（日）	11:00～12:00	工芸
	13:30～14:30	日本画
11日（火・祝）	13:30～14:30	写真
16日（日）	13:30～14:30	書
22日（土）	11:00～12:00	洋画
	13:30～14:30	彫刻

③ オープントークにおける映像制作

- ・会場備え付けの200インチスクリーンに投影するための映像をパワーポイント形式で制作すること。
- ・パワーポイント形式で制作し難い場合は、契約締結後速やかに協議すること。

＜内容＞

- ・オープニング画像
- ・出演者の紹介画像
- ・必要に応じてトークの内容に必要な作品の画像等
- ・内容については、発注者と適宜打合せをしながら制作すること。

④ オープントークの発言記録の作成

- ・講師発言内容等を文字起こしし、ワード形式で作成すること。

(4) その他業務

① アンケートの実施

- ・紙及びウェブ形式で来場者アンケート（500件程度）及び関連プログラム参加者アンケート（250件程度）を実施し、回答を集計したうえで結果を報告すること。関連プログラム参加者アンケートについては、【様式A】を添付すること。
- ・アンケートの原案及びウェブ（アンケートフォーム）の回答結果は、発注者から提供する。

② 長機の準備

- ・搬入受付や審査会に必要な長机（W1,800mm×D600mm程度）を40脚準備すること。
- ・県有品と混同しないよう目印をつけておくこと。
- ・搬入は7月17日（金）午後、返却は7月22日（水）18時以降とする。

③ 駐車場等整理補助スタッフの配置

- ・岐阜会場搬入日の駐車場等整理のため、補助スタッフを下記表のとおり配置すること。
- ・補助スタッフは、美術展応募作品搬入のため、美術館南駐車場へ来場した応募者への作品搬入方法の説明（説明資料は発注者が提供する。）及び7月18日（土）の受付開始までの間の一時待機場所の案内（受付順番についての説明含む。）を行うこと。

日 時	人員	備 考
7月18日（土）9:30～15:15	3名	・駐車場警備委託業者並びに発注者と連携をとって実施すること。 ・熱中症対策等、必要な処置等を講ずること。
7月19日（日）9:30～14:15	3名	・業務中、交通事故防止に十分留意するよう周知すること。

6 打ち合わせ等

- (1) 受託者は、発注者と緊密な連絡と十分な打ち合わせを行った上で本委託業務を遂行するものとし、発注者からの指示に従うこと。
- (2) 受託者は、本仕様書の記載事項又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議すること。
- (3) 実施内容は、協議により追加、修正又は削除する場合がある。
- (4) 上記(3)に伴う協議には、費用の増減に関することを含むものとする。

7 留意事項

(1) 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに下記事項を記載した業務計画書を作成し、提出しなければならない。（業務工程は仕様書中の想定月日等を参考とすること。）

- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・連絡体制（緊急時含む）

(2) 積算内訳書

受託者は、本仕様書に基づいて積算内訳書（見積書でも可）を作成し、契約締結時に提出しなければならない。

(3) 再委託

受託者は、契約書の規定に基づき、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

(4) 工程調整

受託者は業務工程を綿密に策定し、円滑な運営を図ること。

(5) デジタルデータの納品

- ・表彰式及びオープントークで投影するデータは、メール又はDVD形式で納品すること。
- ・編集可能な形式で提出すること。
- ・DVD形式で納品する場合、納品物に題名及び実施年月日を記載又は印字すること。なお、テープ等貼付は再生時に故障の危険性があるため認めない。

(6) 看板・案内サイン

- ・原則として、仕様書添付資料（第6回時状況）と同一とする。
- ・設置等は発注者の立会の下で行う。【別表（1）① J】は展示作業開始後の設置を想定している。展示指導等により、変更を依頼することがある。軽微な変更は既定経費内で対応すること。

(7) 記録写真の撮影

下記（8）①及び③のための写真のほか、次回開催の参考となる写真を多数撮影し、（8）④に併せて提供すること。

(8) 業務状況報告書等の提出

業務完了届提出時に、次の書類を提出すること。

区 分	記 載 事 項	備 考
①関連プログラム実績報告書	参加者数、審査員等名、司会者等名、その他参考となる事項、記録写真	ワード・エクセル・パワーポイント形式のいずれかに対応可能なファイル
②事業費内訳書		
③記録写真	展示会場、表彰式・開場式、看板設置状況	関連事項（設置等年月日を含む）
④上記提出に使用した写真データ・使用したもの以外の参考記録写真データ		

8 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、以下（1）から（5）を遵守すること。

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

- ① 受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- ② 受託者は、本委託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程を遵守させなければならない。

(4) 守秘義務

- ① 本委託業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。
- ② 本委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ ①及び②の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(5) 著作権に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

9 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、その材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象となる旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかった場合は、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

10 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

別記

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 写真
- 二 映像
- 三 ロゴ、イラスト

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

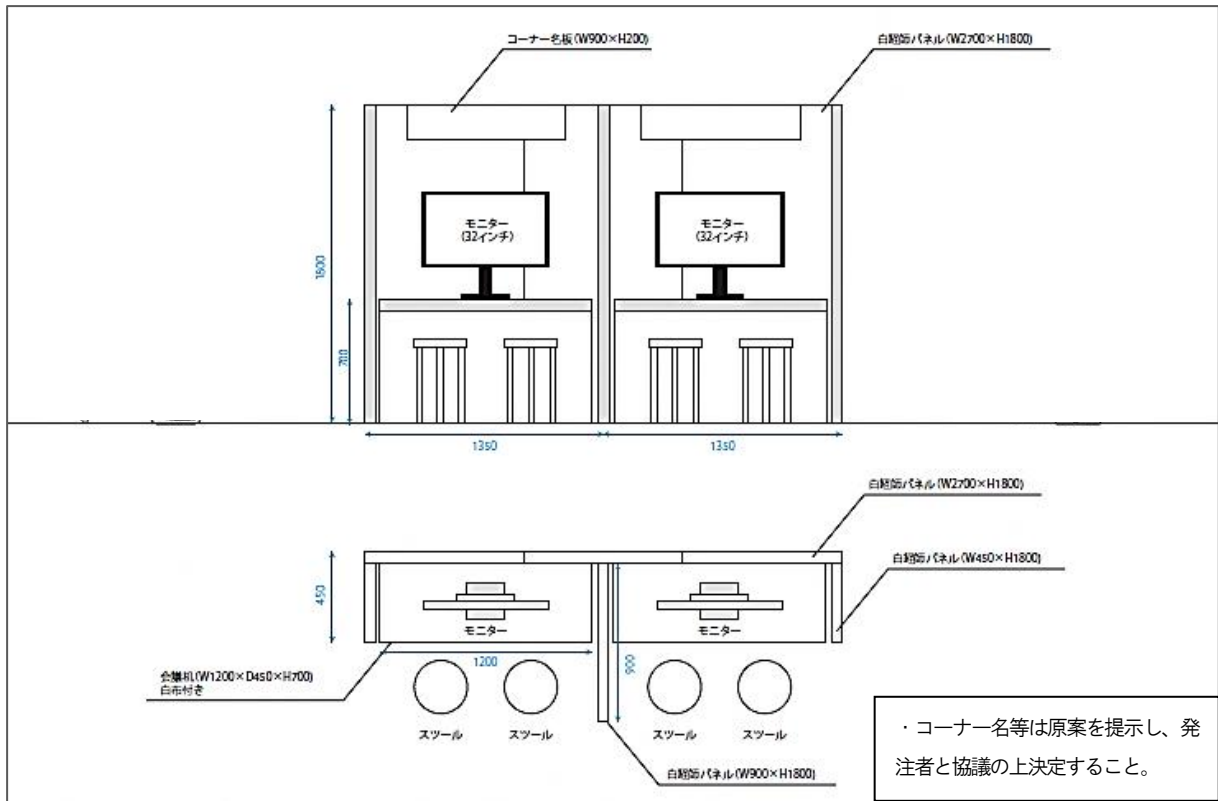
(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(DVD)を当該印刷製本物等の引渡し時に引き渡すものとする。

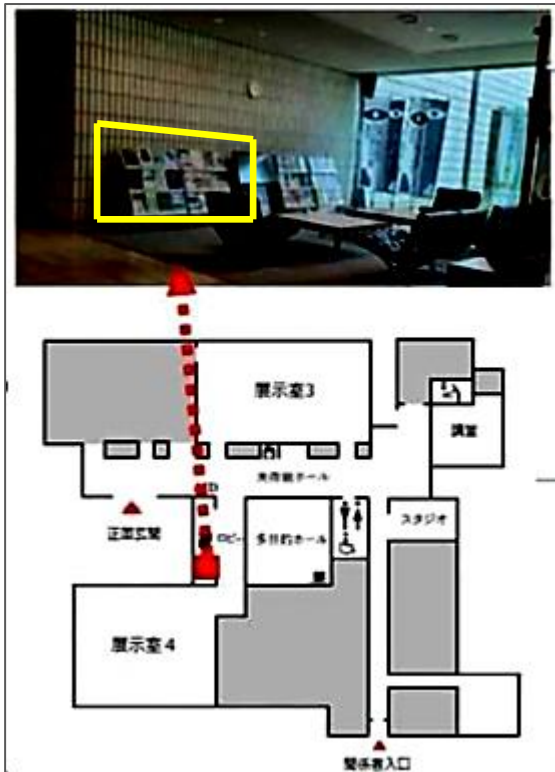
2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物等の引渡し時に発注者に移転する。

(別図)



※設置位置 (下記のとおり (変更することがある。))



- ・テーブル上は画面への反射・写り込みが生じない色 (黒等) で覆うこと。(第6回時参照)
- ・設置に際し配架棚等は移動させること。美術展終了後の撤去時は復元すること。
- ・スツールは発注者準備品で対応すること。



【様式A】

第7回ぎふ美術展関連プログラムアンケート

関連プログラム名

作品講評会 ○○部門

オープントーク ○○部門

○○○○ × ○○○○

テーマ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

実施年月日 令和8年8月 日 ()

○○時○○分 ~ ○○時○○分

実施場所 展示室3・4 講堂

参加者数 名

アンケート回収数 件

※A 4判（不要な文字は削除等すること。）

「第7回ぎふ美術展」概要

展覧会開催概要

- 事業名称：「第7回ぎふ美術展」
- 開催趣旨：美術に親しむ県民の裾野を拡大し、県民の創造力、鑑賞力の向上に寄与するため、創作活動に励む県民に広く発表する機会を提供する公募展「ぎふ美術展」を開催する。
- 展示点数：日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、自由表現の7部門の入賞・入選作品
※想定点数 416点程度
- 開催日時：令和8年8月8日（土）～8月23日（日） 10：00～18：00
※休館日：8月10日（月）・17日（月）
※8月8日は14：00開場、最終日は14：30まで
- 開催場所：岐阜県美術館（岐阜市宇佐4-1-22）
- 主催：岐阜県・岐阜県美術館、公益財団法人岐阜県教育文化財団
- 主な日程：

日 程	実 施 内 容
7月14日（火）	作品受付（高山市民文化会館）
7月15日（水）	作品受付（パロー文化ホール）
7月16日（木）	作品移送・搬入 （飛騨・東濃受付作品⇒岐阜県美術館）
7月18日（土）、19日（日）	作品受付・搬入（岐阜県美術館）
7月22日（水）	審査会（岐阜県美術館）
8月8日（土）	表彰式・開場式（岐阜県美術館）
8月8日（土）～8月23日（日）	展覧会（岐阜県美術館）
8月8日（土）、9日（日）、11日（火・祝）、 16日（日）、22日（土） ※予定	関連プログラム（作品講評会、オープントーク）開催（岐阜県美術館）

表彰式・開場式

- 開催日時：令和8年8月8日（土） 13：00～14：00
- 会 場：表彰式・開場式（岐阜県美術館 講堂）
※テープカットは展示室3前
- 出席者：審査員、企画委員、受賞者、来賓等関係者 最大150名程度

関連プログラム

- 目 的：芸術の各分野で活躍する自由闊達な第一人者の話や展示作品の講評を聞くことで、創造力及び鑑賞力の向上につなげる。
- 詳 細：未定